

合併に伴う法人市民税の申告・納付について

1. 合併後の税率について

(1) 均等割

標準税率（変更はありません：参考「法人市民税均等割税率表」）

事業年度が合併をまたがる法人は、平成17年12月31日で旧松山町・旧志布志町・旧有明町（以下「旧町」という。）が消滅したものとみなし、月割計算します。そのため、事業年度の末日が月の途中にある場合（7月15日など）は、端数処理により旧町分と合わせても12ヶ月分になりませんので、ご注意ください。

ただし、事業年度の末日が1月の途中にある法人は旧町分11ヶ月、新市分1ヶ月となり、事業年度の開始日が12月の途中にある法人は旧町分1ヶ月、新市分11ヶ月の12ヶ月になります。

(2) 法人税割

12.3%（変更はありません。旧町とも現行どおり）

2. 申告方法について

(1) 確定申告

事業年度の末日が平成17年12月31日までの法人

(ア) 申告・納付が平成17年12月31日以前になる法人

法人税割・均等割とも今までどおり、それぞれ旧町に申告・納付してください。

(イ) 申告・納付が平成18年1月1日以降になる法人

申告・納付先はいずれも新「志布志市」になります。

旧町地域の2地域以上に事業所を持つ法人は、申告書を旧町分ごとに作成し、新「志布志市」に提出してください。

事業年度の末日が平成18年1月1日以降の法人

(ア) 均等割

平成17年12月31日の時点で旧町が消滅したものとみなし、月割計算します。

事業年度の末日	均等割額
平成17年12月31日まで	従来どおり
平成18年 1月 1日から 平成18年12月31日まで	平成17年12月31日までの月割計算した額 (税率の基準日は平成17年12月31日)と 平成18年1月1日以降の月割計算した額(基準 日は事業年度の末日)の合計額
平成19年 1月 1日以降	従来どおり

(イ) 法人税割

新「志布志市」地域の全従業員数、税率12.3%で算出した法人税割額を新「志布志市」に申告・納付してください。

参考

法人市民税均等割税率表

資本等の金額の区分	本市(町)内の従業者数	均等割額(年額)	備考
50億円を超える法人等	50人 超	300万円	1号法人
	50人 以下	41万円	3号法人
10億円を超え 50億円以下の法人等	50人 超	175万円	2号法人
	50人 以下	41万円	3号法人
1億円を超え 10億円以下の法人等	50人 超	40万円	4号法人
	50人 以下	16万円	5号法人
1千万円を超え 1億円以下の法人等	50人 超	15万円	6号法人
	50人 以下	13万円	7号法人
1千万円以下の法人等	50人 超	12万円	8号法人
	50人 以下	5万円	9号法人
上記以外の法人等 地方税法第312条第3項 第3号に掲げる公益法人等		5万円	

均等割額の計算例

【計算例1】(旧町のいずれか1ヶ所に事務所等を有し、事業年度の末日が月末の場合)

事業年度 平成17年6月1日 ~ 平成18年5月31日

資本金額 300万円

従業員数 旧町の事業所の従業員数 10人 9号法人

新「志布志市」地域の事業所の従業員数 10人 9号法人

	6月1日～12月31日分	1月1日～5月31日分	納付額
旧町分	50,000円×7/12月 = 29,166円 納付額 29,100円	50,000円×5/12月 = 20,833円 納付額 20,800円	+ = 49,900円
			端数計算により50,000円にはなりません。

【計算例2】(旧町に複数事務所等を有し、事業年度の末日が月末の場合)

事業年度 平成17年6月1日 ~ 平成18年5月31日

資本金額 3億円

従業員数 旧松山町地域の事業所の従業員数 10人 5号法人

旧志布志町地域の事業所の従業員数 60人 4号法人

旧有明町地域の事業所の従業員数 30人 5号法人

新「志布志市」地域の事業所の従業員数 100人 4号法人

	6月1日～12月31日分	1月1日～5月31日分	納付額
旧松山町分	160,000円×7/12月 = 93,333円 納付額 93,300円	400,000円×5/12月 = 166,666円 納付額 166,600円	+ + + = 586,500円
旧志布志町分	400,000円×7/12月 = 233,333円 納付額 233,300円		
旧有明町分	160,000円×7/12月 = 93,333円 納付額 93,300円		

【計算例3】(旧町に複数事務所等を有し、事業年度の末日が月の途中にある場合)

事業年度 平成17年9月22日 ~ 平成18年9月21日

資本金額 1千万円

従業員数 旧松山町地域の事業所の従業員数 5人 9号法人
 旧志布志町地域の事業所の従業員数 33人 9号法人
 旧有明町地域の事業所の従業員数 17人 9号法人
 新「志布志市」地域の事業所の従業員数 55人 8号法人

	9月22日~12月31日分	1月1日~9月21日分	納付額
旧松山町分	50,000円×3/12月 = 12,500円 納付額 12,500円	120,000円×8/12月 = 80,000円 納付額 80,000円	+ + + = 117,500円
旧志布志町分	50,000円×3/12月 = 12,500円 納付額 12,500円	端数日の処理により合計 均等割月は11ヶ月	
旧有明町分	50,000円×3/12月 = 12,500円 納付額 12,500円		

法人税割額の計算例

事業年度 平成17年4月1日 ~ 平成18年3月31日

従業員数 全従業員数 200人
 旧松山町地域の事業所の従業員数 5人
 旧志布志町地域の事業所の従業員数 20人
 旧有明町地域の事業所の従業員数 10人 合計 35人

課税標準となる法人税額 3,000,000円

法人税割額 $3,000,000円 \times 35 / 200人 = 525,000円$

$525,000円 \times 12.3\% = 64,575円$ 納付額 64,500円

月の途中に事業年度の末日がある場合の月割計算の考え方

旧町分と志布志市分の月数の算定は、合併前後に事業所等を有していた月数を乗じて得た額を12ヶ月で除して算定します。この場合における月数は、暦に従って計算し、1ヶ月に満たないときは1ヶ月とし、3ヶ月と9日のように1ヶ月に満たない端数があるときは切り捨てて3ヶ月とします。

合併日の平成18年1月1日を基準にして、前後1ヶ月(12月1日~1月31日)の期間に事業期間の開始日又は終了日が属する法人については、旧町分と志布志市分の月数の合計が12ヶ月となります。その他の法人は、すべて11ヶ月となります。(根拠法：地方税法第312条第4項)

端数計算の考え方

納付額(確定金額)に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。均等割算定で合併前と合併後の月割計算で発生する100円未満の端数についても同じような端数計算をし、その合計額を納付額とします。

(根拠法：地方税法第20条の4の2第3項)

(2) 予定申告

前事業年度の法人税総額が20万円を超える法人は、法人市民税の予定申告が必要になります。

均等割額

算定期間が3町合併日をまたがる場合は、旧町名分と新「志布志市」分とを月割計算し、合計します。

法人税額

前年度の法人税割額の合計額をもとに計算してください。

【計算例】

事業年度 平成16年8月1日 ~ 平成17年7月31日

資本金額 2千万円

確定申告の状況

事業所所在地	従業員数	法人税割額	均等割額	確定申告額
旧松山町地域	20人	100,000円	50,000円	150,000円
旧志布志町地域	60人	300,000円	120,000円	420,000円
旧有明町地域	30人	150,000円	50,000円	200,000円
計	110人	550,000円	220,000円	770,000円

予定申告額

	法人税割額	均等割額	
		合併前相当分	合併後相当分
旧松山町地域	100,000円×6/12月 = 50,000円 納付額 50,000円	50,000円×5/12月 = 20,833円 納付額 20,800円	120,000円× 1/12月 = 10,000円 納付額 10,000円
旧志布志町地域	300,000円×6/12月 = 150,000円 納付額 150,000円	120,000円×5/12月 = 50,000円 納付額 50,000円	
旧有明町地域	150,000円×6/12月 = 75,000円 納付額 75,000円	50,000円×5/12月 = 20,833円 納付額 20,800円	
計	+ + = 275,000円	+ + + = 101,600円	

(3) 修正申告

平成17年12月31日以前に終了する事業年度分の修正申告は、旧町分に分けて申告してください。

平成18年1月1日以降に終了する事業年度分の修正申告は、確定申告と同様の申告になります。

合併に伴う法人市民税の申告明細書

(太枠内を記入してください)

確定・中間・修正申告分(事業年度末日が平成18年1月1日以降分)

志布志市用

法人名		事業年度	平成 年 月 日から
			平成 年 月 日まで

(1) 法人税割額の明細(旧松山町・志布志町・有明町に複数事業所等がある法人のみ)

法人税割額が無い場合でも記入してください。

法人税割額の明細		従業者数 (事業年度末日現在)	
旧町区分	松山町分	A	人
	志布志町分	B	人
	有明町分	C	人
(新)志布志市分		A + B + C	(確定申告書 22 の数値) 人

全従業者数 (事業年度末日現在)
(確定申告書 21 の数値) 人

(2) 均等割額の明細(全ての法人)

均等割額の明細		均等割額 (年額)	均等割月数	均等割の税率適用区 分に用いる従業者数	均等割額
旧町分	松山町分	万円	月	平成17年12月31日現在 人	00円
	志布志町分	万円	月	平成17年12月31日現在 人	00円
	有明町分	万円	月	平成17年12月31日現在 人	00円
(新)志布志市分		万円	月	事業年度末日現在 (確定申告書 23 の数値) 人	00円
					(確定申告書 15 の数値) 合計 00円

各町分の均等割額の計算方法

均等割額(年額) × 均等割月数 ÷ 12 = 均等割額(100円未満切捨て)

中間申告の場合は、事業年度末日を算定期間末日と読み替えてください。

この申告明細書は、お手数でも必ず提出していただきますようお願いいたします。

合併に伴う法人市民税の申告明細書

(太枠内を記入してください)

予定申告分(算定期間末日が平成18年1月1日以降分)

志布志市用

法人名		事業年度	平成	年	月	日から
			平成	年	月	日まで

(1) (新)志布志市従業者数の明細(旧松山町・志布志町・有明町に複数事業所等がある法人のみ)

		従業者数 (算定期間末日現在)	
旧町区分	松山町分	A	人
	志布志町分	B	人
	有明町分	C	人
(新)志布志市分		A + B + C	(予定申告書 8 の数値) 人

(2) 均等割額の明細(全ての法人)

均等割額の明細		均等割額 (年額)	均等割月数	均等割の税率適用区 分に用いる従業者数	均等割額
旧町分	松山町分	万円	月	平成17年12月31日現在 人	00円
	志布志町分	万円	月	平成17年12月31日現在 人	00円
	有明町分	万円	月	平成17年12月31日現在 人	00円
(新)志布志市分		万円	月	算定期間末日現在 人	00円
					(予定申告書 6 の数値) 合計 00円

各町分の均等割額の計算方法

均等割額(年額) × 均等割月数 ÷ 12 = 均等割額(100円未満切捨て)

この申告明細書は、お手数でも必ず提出していただきますようお願いいたします。